

議案第四十一号

杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例及び杉並区難病患者福祉手当
条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十年六月十四日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例及び杉並区難病患者福祉手当
条例の一部を改正する条例

第一条 杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和四十八年杉並区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による支援給付を受けている者 支援給付を受けている者

第二条 杉並区難病患者福祉手当条例（昭和五十二年杉並区条例第十号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一号ただし書中「被保護者」の下に「若しくは中国残留邦人等の円滑な

帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項に規定する支援給付を受けている者」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第二条の規定による改正後の杉並区難病患者福祉手当条例の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

（提案理由）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部が改正されたことに伴い、対象者の範囲を改める必要がある。

<p>杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例及び杉並区難病患者福祉手当 条例の一部を改正する条例新旧対照表</p>	<p>第一条による改正（杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正）</p> <p>新 条 例</p> <p>旧 条 例</p>
<p>（対象者）</p> <p>第三条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に定める期間は、対象者としない。</p> <p>一 及び二 略</p> <p>三 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による支援給付を受けている者 支援給付を受けている間</p>	<p>（対象者）</p> <p>第三条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に定める期間は、対象者としない。</p> <p>一 及び二 略</p>
<p>四 略</p> <p>五 略</p>	<p>三 略</p> <p>四 略</p>

第二条による改正（杉並区難病患者福祉手当条例の一部改正）

新 条 例

（定義）

第一条の二 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 難病患者 規則で定める疾病を有する者をいう。ただし、規則で定める特定疾病を有する者にあつては、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成十二年東京都規則第九十四号。以下「都規則」という。）により東京都知事から医療券の交付を受けている者又は規則で定める生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第一項に規定

旧 条 例

（定義）

第一条の二 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 難病患者 規則で定める疾病を有する者をいう。ただし、規則で定める特定疾病を有する者にあつては、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成十二年東京都規則第九十四号。以下「都規則」という。）により東京都知事から医療券の交付を受けている者又は規則で定める生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第一項に規定

二
略

する被保護者若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項に規定する支援給付を受けている者に限る。

二
略

する被保護者
に
限
る
。